

新潟労働局発表
平成19年6月15日

担 当	新潟労働局雇用均等室
	室長 浦橋 武 厚生労働事務官 小谷 有香 電話 025-234-5928

次世代育成支援対策推進法に基づき、 一正蒲鉾株式会社を認定 新潟県内第1号！！

平成17年4月より次世代育成支援対策推進法が施行され「一般事業主行動計画策定届」を都道府県労働局長に提出し、行動計画に定めた目標を達成する等、一定の要件を満たした場合には、申請を行うことにより都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マーク（愛称「くるみん」）を広告・商品などに付けることができ、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることをアピールできます。

この度、新潟労働局は、一正蒲鉾株式会社を県内で初めて認定いたしました。

一正蒲鉾株式会社は事業所内保育施設を設置運営する等、いち早く次世代育成支援対策に取り組む、認定取得につながりました。

新潟労働局では、各企業等の次世代育成支援対策の取組を支援すると同時に、認定企業名をホームページに掲載していきます。

一正蒲鉾株式会社（新潟市東区）

取組内容

- ◇ 事業所内保育施設の土曜保育の受け入れ
- ◇ 保育時間の延長
- ◇ 長期休暇制度の導入
- ◇ 女性の育児休業取得率100%、男性の育児休業取得者1名
- ◇ ノー残業デーの実施
- ◇ インターンシップ等、就業体験機会の提供

新潟労働局における認定状況

認定決定件数	1件
公表企業数	1件

新潟県内認定企業名簿一覧

(http://www.niigata-roudoukyoku.go.jp/kyoutuu/kintou/jisedai_nintei.html)

認定基準

認定を受けるためには、以下の1から8までの全ての基準を満たす必要があります。

認定基準1

雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと

認定基準2

行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること

認定基準3

策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと

認定基準4・5

計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上であること

認定基準6

3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること

認定基準7

次の から のいずれかを実施していること

所定外労働の削減のための措置

年次有給休暇の取得の促進のための措置

その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

認定基準8

法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

(認定マークを使用できるものについて)

商品又はサービス

商品、サービス又は事業主の広告



商品又はサービスの取引に用いる書類又は通信
事業主の営業所、事務所、その他事業場
インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
労働者の募集の用に供する広告又は文書

サービスに表示するとは、例えば、サービス提供時に着用する制服に表示したり、サービスを提供する車両等に表示することです。